

## 令和5年度（一社）神奈川県建築士会横浜支部総会支部長挨拶

（一社）神奈川県建築士会横浜支部 支部長 渡邊一郎



支部会員の皆様には大型連休中直後のお忙しい時にも拘らず総会に出席頂きありがとうございます。来賓の横浜市建築局長鶴沢様、藤田元県建築士会会長様には休日にも関わらず御出席感謝申し上げます。

昨年度は新型コロナウイルス感染での環境下、活動して参りましたがようやく収束の兆しが見え、少しずつ活動を増やして参りました。本年度はコロナ禍前のような活動を続けて行きたいと考えております。

御承知のように建築士会は建築士法第二十二條の二に規定されており通り『建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。』となっております。支部活動はその目的を念頭に4委員会中心に30年活動しております。資格団体として大半が設計業務の方ですが、施工、行政、教育等々様々な業種の集りであり、大きな業務として資格試験の運営があります。建築士試験制度変更で一級建築士受験者数の大幅増加、それに伴う試験監理官、試験補助員の確保が大きな課題となり、又試験当日は検温、机や椅子の消毒等の作業が発生したにもかかわらず皆様の協力で無事乗り越える事が出来ました。小生は県の建築審査会のメンバーであり、二級建築士試験の運営に意見も申し上げる立場です。審査会で申し上げることは①施工・構造の試験時間の短縮です。現状は2時間以上ですが、構造はわからないものは長時間考えても公式の記憶がなければ解けません。②また法令集のチェックですが、マニュアル通り行くとかなり怪しい受験生がおり、その法令集を本部に確認する作業が発生します。それは約30分かかり、その間受験生は法令集無し受験します。昨年試験場である受験生の法令集を取り上げ本部の確認してもらいました。試験終了後その受験生から強いクレームが入りました。私は“あなたの事は不正行為受験者名簿に記載しました。判断は試験を司る機関に任せています”と返答しましたが、イマイチ気分が優れません。建築士試験を法令集無しで受験可能な問題作成するか、受験場で新品法令を無償でも有償でも貸与させれば法例集チェックの作業は発生せずどなたでも監督員が出来ます。現在建築士会で試験運営を務めていますが長時間の作業で多くの高齢者による運営で先々心配です。法例集チェックをなくし建築士以外で試験監理業務が出来る制度を審査会では要請しています。

国内最大の基礎自治体の横浜市内で建築士として活躍出来る事は恵まれています。今後、老朽化する公共建築物の建て替え、リフォームに活躍の場があります。建築士試験には会員である横浜市建築局の方々が試験監理員として参加されます。他の支部では例の少ない事でしょう。横浜市建築

局様へは支部活動の重要性を認識され、活動に参画して戴いております。

本会、支部問わず共通の悩みは会員の減少です。会員減少は財政悪化につながります。引き続き賛助会員へは協力をお願いする所存です。そして発注者でおられる各自治体様の大きな力が必要です。設計、工事の入札は建築士会会員の在籍会社にはインセンティブを付与することを望みます。当会は建築士へ情報提供、指導、品位の保持等指導を行う団体ですので会員の人間的レベルは高く公共性に富んでいます。入札にインセンティブ、例えば設計事務所なら3名以上、施工会社なら5名以上雇用していれば得点を与える…これが実現すれば自然と会員は増えます。強くご検討をお願いする所存です。

支部の運営は活動委員様の手弁当で行っております。横浜支部の規模なら事務局を設けても不思議ではないのですが財政上の理由で有りません。仕事を持つ会員空き時間で賄っており、手の行き届かない点につきましては理解頂くと同時に支部活動に協力されている会員の皆様には感謝申し上げます。

近年、働き方改革が推進されています。また社会の要請で介護、育児休暇等に対応する必要があります。設計事務所、施工現場では超過勤務の扱いや夜間・休日勤務の報酬の増加、産休・育休等の確保など、法に則った勤務体制が求められます。またハラスメント問題、何気ない一言が相手にとって傷つける事、建築士としてあってはならない事と認識して戴きたいと考えております。5年前、10年前仕事の上で普通に使った言動がハラスメントになり、職業倫理維持が重要です。法律で就業時間の限度を決め、その限られた時間内で結果を出す労働環境を求められております。私は施工会社の社長ですが技術者の質の低下を危惧しており、かつては考えられない様なミスが発生していることを否定できません。報道される建設現場の災害、クレーンの倒壊、施工ミス等々の事例は、因果関係は別に設計、施工者の若い世代の技量の低下は否定出来ません。複雑な設計の図面の理解には時間を要します。深夜まで作業をすることが規制され、設計図は理解しやすい表現が不可欠と考えます。言葉は適当ではありませんが、規制により建築施工技術者のレベルが低くなります。もしかしたら設計の業界も同じかもしれません。状況を十分理解され発注者、設計者、施工者が仕事を進めることが求められているのでしよう。若い世代の活躍の場を広げ、育てるためにご理解頂きたいと存じます。

本年も多くの会員である設計者、施工者、行政、教育等の皆さまの声をお聞きし、考えを尊重したいと考えております。厳しい環境下でも横浜支部会員には建築士として襟を正し、業務に打ち込むことが重要と考えております。

終りに本年が支部会員の皆様が今年は大きく飛躍されることを祈念し挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

一般社団法人神奈川県建築士会横浜支部  
「令和4年度 第30回通常総会」議事録

一般社団法人神奈川県建築士会横浜支部  
「令和5年度 第30回通常総会」議事録  
日時：令和5年5月13日（土）14:00～  
場所：神奈川県建設会館 2階講堂



## 第一部 総会

1. 支部長挨拶 渡邊 一郎
2. 議長選出 議長 渡邊 一郎
3. 議案

令和5年度 議案

1) 第1号議案 令和4年度活動報告

総務委員会	報告者	小笠原 泉
厚生委員会	報告者	高橋 伸廣
技術・情報委員会	報告者	風呂迫泰寛
広報委員会	報告者	白井 崇雄



2) 第 2 号議案 令和 4 年度収支決算 (案)・監査報告

会計

報告者 吉岡 徹

監査報告

報告者 藤田 武

質疑応答：質問者なし。 拍手にて承認。

3) 第 3 号議案 令和 5 年度事業計画 (案)

総務委員会 (総括)

提案者 小笠原 泉

4) 第 4 号議案 令和 5 年度収支予算 (案)

会計

報告者 吉岡 徹

5) 第 5 号議案 令和 5-6 年度役員 (案) 及び神奈川県建築士会横浜支部組織図 (案)

4. 来賓紹介

鶴沢 聡明 横浜市建築局長





## 第二部 記念講演会

### 「“まち”での出会いをつなぐ」

令和5年5月13日（土）15:00～16:30

講師：三輪 律江 先生



横浜市立大学大学院都市社会文化研究科・教授、博士（工学）

（株）坂倉建築研究所、横浜国立大学を経て2011年4月より横浜市立大学准教授、2021年4月より教授

専門は建築・都市計画、参画型まちづくり、こどものための都市環境、環境心理学

「子ども」と「まち」の関係に着目した実践的調査研究を数多く手掛ける

著書（共著）

『まち保育のススメ』（萌文社）

『孤立する都市、つながる街』（日本経済新聞出版社）

第13回（2017年度）こども環境学会賞受賞（論文・著作賞）

第14回日本都市計画家協会神奈川支部賞受賞

### 第三部 懇親会





